

⇩ 形式基準による修繕費の判定

Q : 資本的支出は資産の取得として取り扱われることとなりましたが、いわゆる形式基準との関係はどうなるのですか？

A : 従前と同様に判定し、取り扱います。

【解説】

法人税では、修繕費か資本的支出かが明らかでない支出について、次の形式基準を認めています。

- ① 60万円に満たないもの
- ② その修理、改良に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下であるもの

のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理することができる

ところで、平成19年度の税制改正によって、平成19年4月1日以後に行なう資本的支出については、その支出を行なう資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産として新たに償却することとされていることから、資本的支出があった場合に、上記の②の取得価額に含まれるかどうか疑問が生じるところです。

これについては、新制度が施行された19年4月以後に行なわれた資本的支出について新たな資産を取得したものとした場合であっても、既存資産の取得価額にその新たに取得した資産の取得価額を加算したものを固定資産の取得価額として取り扱うことが明らかにされていますので、従前と同様に判定すればよいこととなります。

